

Netpress

SMBC経営懇話会

TEL:フリーダイヤル 0120-710-949

FAX:(03)5255-5564

URL: <https://www.smbc-consulting.co.jp>

【成長投資を加速！】

「オープンイノベーション促進税制」が創設されました

税理士 平井 満広

POINT

1. 2020年度税制改正により、次世代を担うベンチャー企業への出資に対する優遇税制が設けられました。
2. 大企業・中小企業とも対象となり、一定の要件を満たせば、出資額の一部の所得控除が認められます。

1. オープンイノベーション促進税制とは

「オープンイノベーション」とは、企業内部と外部の技術やアイデアなどの資源を組み合わせ、新たな付加価値を生み出すことを意味します。

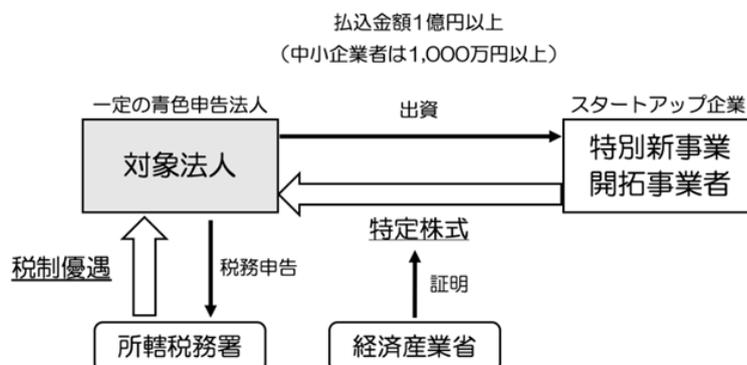
オープンイノベーション促進税制は、法人がスタートアップ企業の株式を取得した場合に、一定の要件を満たせば、出資額の一部を所得控除として認める、という制度です。既存産業から新規産業への資金供給を促進させ、オープンイノベーションの取り組みを重点的に進めるために創設されました。

この新税制は、「Society 1.0(狩猟社会)」「Society 2.0(農耕社会)」「Society 3.0(工業社会)」「Society 4.0(情報社会)」に次ぐ、「Society 5.0」の実現に向けた基盤の構築を目指しています。

「Society 5.0」とは、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会です。

2. 制度のイメージと概要

オープンイノベーション促進税制のイメージ図と概要は、以下のとおりです。対象法人が、2020年4月1日から2022年3月31日までの間に特定株式を取得し、取得日を含む事業年度終了の日まで引き続き保有している場合に適用されます。



(1) 対象法人

オープンイノベーション促進税制の対象となるのは、次の要件を満たす法人です。

- ・青色申告書を提出している法人
- ・新事業開拓事業者と共同して特定事業活動を行う一定のもの(株式会社等)

(次頁に続く)

「新事業開拓事業者」とは、「新しい商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供」等の事業活動を行う、いわゆるスタートアップ企業のことで、産業競争力強化法で規定されています。

「特定事業活動」とは、「自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと、又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動」をいい、産業競争力強化法で規定されています。

なお、「特別新事業開拓事業者」とは、新事業開拓事業者のうち、特定事業活動に資する事業を行う設立後10年未満の内国法人等をいいます。

(2) 特定株式

特定株式とは、特別新事業開拓事業者の株式で、以下の要件を満たすことについて経済産業大臣の証明があるものです。

- ① 対象法人が取得するもの等であること
- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること(発行済株式の取得は対象外)
- ③ 払込金額が1億円以上であること(中小企業者の場合は1,000万円以上)
- ④ 特別新事業開拓事業者の経営資源が、対象法人の一定の事業活動における「高い生産性が見込まれる事業を行うこと」や「新たな事業の開拓を行うこと」に役立つものであること等の基準を満たすこと

(3) 損金算入額と経理要件

特定株式を取得した事業年度において保有している当該特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理処理することにより、その金額を損金算入することができます。ただし、その事業年度の所得金額が限度とされるなど、一定の制限があります。特別勘定の経理処理の一例を示すと、以下のとおりです。

1. 特定株式を1億円取得して、25%(2,500万円)を特別勘定として経理

(借) 特別勘定繰入 25,000,000 / (貸) 特別勘定積立金 25,000,000

2. 申告書(別表四)で減算調整

区 分		総 額	留 保
減 算	特別勘定繰入認定損	25,000,000	25,000,000

(4) 特別勘定の取崩し

対象法人の特定株式の取得から5年の間に、以下に挙げるような取崩し事由に該当した場合は、特別勘定を取り崩して益金算入します。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部または一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けた場合
- ④ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑤ 対象法人が解散した場合

ただし、特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りではありません。

令和2年度の税制改正について、詳しく知りたい方へ

SMBC 経営懇話会会員限定

情報発信「令和2年度税制改正」公認会計士・金本敏男事務所 執筆 2020年5月11日揭示

情報発信：[過去揭示分の一覧はこちら](#) (閲覧にはID・パスワードが必要です)

【本稿に関するご照会窓口】 SMBCコンサルティング・経営相談部 TEL:0120-874-809

Netpress 経営に関するタイムリーなトピックスを掲載しています！

詳しくはこちら ▶